

金融所得課税一元化の論点

政府税調等における金融所得課税一元化論の背景には、勤労所得と資本所得について別個の税法体系を構想する「二元的所得税」の考え方がある。日本でも高齢化社会が進展し、蓄積された資本の有効活用が必要が増すにつれ、あらゆる所得を合算して累進税率を課す現行税制（包括的所得税制）の矛盾が顕在化しつつある。二元的所得税の目的および有効性と現行の金融税制に与えるインパクトを説明する。

勤労所得と資本所得を

別個の税体系として構想する

貯蓄から投資への政策目的に合致する「二元的所得税」

二元的所得税という言葉をも、税制関係者、税制担当の金融関係者は一度は耳にしたことがあるだろう。スウェーデン等北欧諸国で導入され機能している税制で、個人の所得を給与・賃金・年金等の「勤労所得」と、利子・配当・株式譲渡益、不動産所得、土地譲渡益等の「資本所得」の二つに分け、「勤労所得」については累進税率を課す一方、「資本所得」は分離して単一の比例税率を課す、という内容である。

政策研究大学院大学
客員教授

森信 茂樹



背景に貯蓄の効率的活用

わが国で初めてこのコンセプトが出現したのは、九七年の政府税制調査会金融小委員会中間報告書である。当時、私は事務

局としてこの議論に参加したが、一橋大学の石弘光先生（現政府税制調査会会長）からい

ただいた北欧の学者の論文を翻訳し、大阪大学の本間正明小委員長（現経済財政諮問会議民間

議員）と侃々諤々の議論をしながら報告書に書き込んだことを覚えていた。

その後、このコンセプトが証券業界からの減税要求に利用されるということがあり、税制当

局の対応も慎重になったが、大阪大学に出向した私は、「シヤウブ報告五〇年の軌跡と課題」と題する九九年の租税法学会の講演や、経済財政諮問会議民間

議員会合等の場で機会をみては



政府税調の新委員での初総会で石弘光会長（左）に諮問文を手渡す小泉首相。03年10月6日（共同）

特定口座の活用で一元化の促進を

証券・銀行のリテール戦略にも波及

野村資本市場研究所
研究部長 大崎 貞和



わが国における金融税制論議のなかで、金融所得課税の一元化は税法系全体を変容させる理論的意義にとどまらず、証券会社や銀行のリテール戦略に影響を与える実践的意義をも有している。そこで、本稿では、現在の金融・証券税制をどのように見直していけば金融所得の一元化が実現するのかがという観点から、その道筋と想定される課題について検討を加えてみたい。

金融所得の範囲を 明確に

金融所得課税の一元化を実現するためには、まず一元化の対象となる「金融所得」の範囲を明確にする必要がある。

金融所得を金融商品の保有や譲渡によって生ずる所得とら

えるならば、さしあたり、①株式の配当、譲渡益、②投資信託の収益分配金、譲渡益、償還益、③預貯金の利子、④公社債の利子、譲渡益、償還益、⑤保険の満期返戻金、満期受取金といった所得が含まれる。また、先物の決済差損益や外貨預金等に伴う為替差損益も加わることに

なる。これらの多くは現行、利子所得、配当所得、譲渡所得に分類されているが、なかには一時所得や雑所得とされているものもある。

ここで注意が必要なのは、これらの所得を金融所得と定義すると、現行の10の所得分類を抜本的に見直すことが必

要とは限らないという点である。所得分類が異なっていたとしても、個別商品ごとに金融所得に属することが明確化されれば、それで十分なのである（注1）。つまり、利子所得、配当所得といった所得分類の上位概念として金融所得を定義することが必要だとは考えられない。

投資家利便を促進し 経済復活の後押しを

金融所得課税一体化の論点と経団連の考え方

日本経済団体連合会

経済本部税制グループ長 阿部 泰久

近年の税制改正において、金融・証券税制は最も頻繁に改正が行われた分野である。その結果、きわめて複雑であった金融商品に対する課税の仕組みが大幅に簡素化・合理化された。政府税制調査会では、さらに、金融所得課税一体化に向けての検討が進められており、この夏にも具体的な方向が提示されるものと思われる。そこで、本稿ではこれまでの流れを振り返りながら、金融所得課税の一体化に関する論点と経団連の考え方を紹介したい。

二元的所得税導入への

土壌

近年のわが国金融・証券税制は、迷走ともいふべき状況にあった。株価の長期低落に歯止め

をかけるために、〇〇年度改正において株式譲渡益の源泉分離課税の廃止、申告分離課税への一本化が行われたが、その一方で、パッチワーク的な投資優遇税制が改変・追加され、ついには優遇措置ごとに購入・売却のタイミングや保有すべき期間などの要件が異なることなどから、専門家さえ理解困難な税制となり、投資家側もさらなる優遇措置を期待して逆に株式投資を手控えるというような悪循環に陥りつつあった。

このような状況を打開すべく提唱されたのが、いわゆる「二元的所得税」論である。これは、個人所得を金融所得などの資本性所得と勤労性所得とに大きく二分し、前者には比較的低い水準の比例税率で課税する一方、後者には累進税率課税を行うものであり、九〇年代にスウェーデン等の北欧諸国において導入された。

北欧諸国で二元的所得税が導入された背景には、海外に逃避しやすい「足の早い」金融所得への課税の確保など固有の理由があるが、わが国においては複雑化した金融・証券税制を一気に簡素化し、経済構造改革の柱である「貯蓄から投資へ」の流れを促すための起爆剤としての役割、さらには、総合課税をテーマとしながらも実際には一〇もの所得分類に細分化された個人所得税全体を抜本的に見直していくための契機としての役割が、二元的所得税論に寄せられることとなった。

日本経団連ではかかる機会をとらえ、〇二年二月の提言「税制抜本改革のあり方について」のなかで二元的所得税の導入を打ち出し、以降、専門家・実務